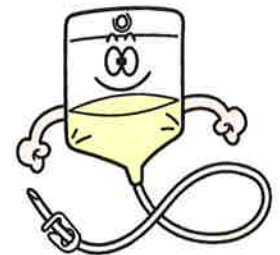


ライン・チューブトラブル防止マニュアル

安全管理室

【目的の理解】

- 1) 患者様が現状認知できる場合
治療に協力していただく為、わかりやすく説明し協力を得る
- 2) 患者様が現状認知できない（困難）な場合
身体拘束の基準にて対応する
生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
人工呼吸器・気管(切開)チューブ・中心静脈ライン・動脈ライン
術後各種ドレーン・治療目的のドレーンの抜去を予防する為に
状況が回避するまで身体拘束の必要性を充分説明し実施する



【ラインの整理と点検】

- 3) 周囲の環境を整える
ライン・チューブの長さ、固定方法を工夫する
重要な(生命に関与する)ライン・チューブ類の固定は医師と共に行なう
- 4) ライン・チューブの点検
ラインは、元から元までを点検
複数類のラインが留置されている場合は、時間をかけて十分に確認すること
接続部・固定の長さを点検
三方活栓は必ず OFF にする
処置用（血管外）の三方活栓は赤コックの三方活栓を使用する
- 5) 麻痺側には、点滴ラインを留置しない

***ライン・チューブの知識を高める**

***早急に抜去可能なライン・チューブか、常に医師と検討する**

***尿道カテーテル留置について**

男性の尿道カテーテル留置は、原則的に医師が行う

導尿に関して、疾患や病状・病態など状況に応じ医師に相談すること

安全管理室だより 第27号配布

